

国保・後期高齢者医療・重度医療・ひとり親医療

保険証の更新を行います!

7月31日で
有効期限が切れます

問 福祉課 ☎42-2640

現在お使いの国民健康保険証、後期高齢者医療保険証及び重度医療・ひとり親医療の受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、更新が必要です。

保険証の種類によって更新の方法が異なります。忘れずに更新してください。

国民健康保険

7月下旬にご自宅へ
保険証を郵送します

- ・新しい保険証（緑色）は8月1日からお使いください。
 - ・現在お使いの保険証（うす紫色）は、8月1日以降破棄してください。
 - ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は自動で更新されません。
8月以降も必要な方は、福祉課または各支所で新たに申請してください。
- ※簡易書留による保険証の郵送を希望する方は、7月15日(水)までに福祉課へご連絡ください。

後期高齢者医療保険

7月上旬～中旬にご自宅へ
保険証を郵送します

- ・新しい保険証などは8月1日からお使いください。
 - ・現在お使いの保険証は、8月1日以降破棄してください。
- ◆後期高齢者医療保険証は、毎年色が変わります。
お取り替えの際、お間違えのないようご注意ください。

| | |
|---------------------------|----|
| 後期高齢者医療被保険者証（保険証） | 水色 |
| 限度額適用認定証（3割負担の方） | 黄色 |
| 限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の方） | |

重度医療受給対象者

7月中に更新申請書と
受給者証をご自宅へ郵送します

- ・新しい受給者証は8月1日からお使いください。
 - ・現在お使いの受給者証は、8月1日以降破棄してください。
- ※更新申請書は必ず役場または各支所へ提出してください。郵送でもかまいません。

ひとり親医療受給対象者

7月中に更新申請書を
ご自宅へ郵送します

更新申請書が届いたら役場または各支所で手続きし、受給者証をお受け取りください。
※郵送でも手続きできます。（受給者証は、後日、ご自宅へ郵送します）

カバーが傷んだり、古くなっている場合は、福祉課または各支所で新しいものに交換できます。